

有田市不法投棄等監視カメラの貸与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において廃棄物が不法投棄又は不適正排出（以下「不法投棄等」という。）されることを防止し、不法投棄等の対策に努める自治会を支援するため、有田市財務規則（昭和55年規則第1号）第153条の規定に基づき不法投棄監視カメラ等（以下「監視カメラ」という。）を無償貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第16条の規定に違反する行為をいう。
- (2) 不適正排出 法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に定められた一般廃棄物の分別の種類、収集方法等に従わないで拠点収集場所に排出されることをいう。
- (3) 監視カメラ 不法投棄等を防止するための撮影装置及びこれに附属する機器等をいう。
- (4) 撮影データ 監視カメラにより記録された画像及び映像並びに音声をいう。

(貸与の対象者)

第3条 監視カメラの貸与を受けることができる者は、不法投棄等が発生する場所が存在する地区の自治会とする。

(貸与の期間)

第4条 監視カメラの貸与期間は、設置の日から30日以内とする。ただし、引き続き不法投棄等が発生しており、市長が継続して監視することが必要と認めるときは、当初の期間に加え30日以内の期間において延長することができる。

(貸与の台数)

第5条 貸与する監視カメラの台数は、1回の申請につき1台とする。

(貸与の申請)

第6条 監視カメラの貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、監視カメラ貸与（期間延長）申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長へ提出するものとする。

- (1) 監視カメラの貸与に関する誓約書（様式第2号）
- (2) 設置を予定する場所及び撮影範囲を示した地図
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第4条ただし書に規定する貸与の期間の延長に関する申請手続は、既に決定を受けた貸与期間の終了までに前項の規定を準用して行うものとする。この場合において、設置場所及び撮影範囲に変更がない場合は、前項第2号に規定する書類の提出を省略することができる。

(貸与の決定)

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の申請があったときは、審査の上、貸与することが

適当と認める申請者（以下「借受者」という。）に監視カメラ貸与（期間延長）決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（設置）

第8条 監視カメラの設置は、借受者が行うものとする。

- 2 前項の設置は、申請のあった場所に行うものとし、申請のあった範囲のみを撮影するようにしなければならない。
- 3 借受者は、監視カメラの設置にあたり、設置場所及び撮影範囲内の土地等の所有者及び使用者の同意を得なければならない。
- 4 借受者は、撮影範囲内に監視カメラの設置を明示する看板を掲示しなければならない。

（費用）

第9条 監視カメラの設置、撤去、管理及び運用に係る費用は、借受者が負担するものとする。

（撮影データの管理）

第10条 借受者は、撮影データの管理に際しプライバシー保護及び情報漏洩に留意し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 撮影データは、監視カメラに附属する保存媒体にのみ記録し、他の保存媒体へ移動し、又は複写してはならない（紙媒体へ印刷することを含む。）。ただし、捜査機関等へ提出するために必要な場合は、この限りでない。
 - （2） 撮影データは、加工することなく撮影時の状態のままで保存しなければならない。
 - （3） 保存媒体への保存方法は、常に上書きできる状態としなければならない。
 - （4） 保存媒体を監視カメラから取り外して一時保管する場合は、市が保管しなければならない。
 - （5） 撮影データの閲覧は、第1条に規定する目的のためのみに行うものとし、閲覧により知り得た内容をその目的以外に利用してはならない。貸与期間が終了した後も同様とする。
 - （6） 借受者は、撮影データに不法投棄等又はこれに付随する行為若しくはこれを行った者又は関与した者が特定できる情報（以下「特定情報」という。）がない場合は、監視カメラの返却時まで保存媒体に記録された全ての撮影データを消去しなければならない。
- 2 借受者は、撮影データに特定情報がある場合、前項第1号の規定にかかわらず他の記録媒体へ移動し、又は複写することができる。

（借受者の責務）

第11条 借受者は、貸与を受けた監視カメラの管理及び運用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 借受者は、監視カメラの盗難又は破損等に十分に注意して適正な管理及び運用をしなければならない。
- （2） 借受者の故意又は重大な過失により、監視カメラに盗難又は破損等の損害が生じた場合は、その損害について賠償の責任を負わなければならない。監視カメラの管理及び運用に際し、他の者に損害を与えた場合も同様とする。

(3) 借受者は、監視カメラの盗難又は破損等の事故を発見した場合は、直ちに監視カメラ事故等報告書(様式第4号)により市長へ報告しなければならない。

(4) 借受者は、市が実施する設置状況や事業の効果に関する調査等に協力しなければならない。監視カメラを返却した後も同様とする。

2 市長は、借受者が前項の規定に違反した場合は、既に決定した貸与の期間にかかわらず貸与を取り消し、監視カメラの返却を命じることができる。

(貸与物品の返却)

第12条 借受者は、貸与期間の終了又は不法投棄等が解消したときは、監視カメラ設置結果報告書(様式第5号)を添えて速やかに監視カメラを返却するものとする。

2 監視カメラの撤去は、借受者が行うものとし、その他の原状回復措置が必要な場合は、借受者が費用を負担して実施するものとする。

3 借受者が監視カメラを返却するときは、監視カメラの状態について、市の確認を受けなければならない。

(免責)

第13条 監視カメラの管理及び運用により生じたいかなる事故及び損害について、市は責任を負わないものとする。ただし、明らかに市の責に帰すべき事情により生じたものは、この限りでない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。